

契約不適合責任の期間の制限 管業 H26-40-1 《#435》

【問】 正誤をつけよ。

ともに宅地建物取引業者でない売主Aと買主Bが、マンションの売買契約を締結した。AがBに引き渡した売買契約の目的物であるマンションに契約不適合があった場合、BのAに対する担保責任に基づく請求は、Bがその不適合を知った時から1年以内にその旨をAに通知しなければ、行うことができない。

【答え】 正しい

《ポイント》 目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限

売主が種類又は品質に関して**契約の内容に適合しない**目的物を買主に引き渡した場合において、**買主がその不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知しない**ときは、買主は、その不適合を理由として、**履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。**（民法 566 条 1 項本文）